

2023年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

※下線部分：変更箇所

2023年規則	2022年規則
<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2023年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに国際自動車連盟（F I A）のF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した J A F の国内競技規則およびその細則、<u>2023年</u>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、<u>2023年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2023年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2023年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～○競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2023年</u> 月 日 締切日 <u>2023年</u> 月 日必着 3) ～6) (略)</p> <p>○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2022年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに国際自動車連盟（F I A）のF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した J A F の国内競技規則およびその細則、<u>2022年</u>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、<u>2022年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2022年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2022年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～○競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2022年</u> 月 日 締切日 <u>2022年</u> 月 日必着 3) ～6) (略)</p> <p>○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)</p>

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1) (略)
- 2) 全日本ジムカーナ選手権に参加するP車両、PN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、純正装着タイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。使用が認められるタイヤ銘柄は別途公示する。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) タイヤのトレッド面における溝面積比率（溝面積／接地幅）が下記基準を満たしていること。
 - ※接地幅：タイヤの断面幅に0.75を乗じた範囲とする。
 - ※断面幅：タイヤの総幅から、タイヤ側面の模様、文字等を除いた幅をいう。
 - ①新品時：25%以上
 - ②50%摩耗時：17%以上
 - ③100%摩耗時（スリップサイン露出時）：13%以上
 - (5) 溝深さは5.5mm以上（新品時）、溝幅は1.0mm以上（新品時）とし、これを満たさない場合は溝とみなさない。
 - (6) 接地幅において50℃での300%伸長時応力が3.80MPa以上であること。また、同一銘柄におけるすべてのタイヤサイズで、これを満たしていること。
- 3) (略)
- 4) P車両については、2023年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)～(5)に規定される。
 - (1)～(2) (略)
 - (3) サスペンション
 - ①～② (略)
 - ③ショックアブソーバー
材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1) (略)
- 2) 全日本ジムカーナ選手権に参加するP車両、PN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) PN車両のタイヤについては、2023年以降、本項について変更を行う場合がある。
- 3) (略)
- 4) P車両については、2022年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)～(5)に規定される。
 - (1)～(2) (略)
 - (3) サスペンション
 - ①～② (略)
 - ③ショックアブソーバー
材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。

きる。また、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

(4) (略)

(5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない2023年国内競技車両規則第5編細則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

①車体外部

ア) ～エ) を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

ア) 空力装置

2023年国内競技車両規則第5編細則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

－最低地上高

－鋭い突起を有していないこと。

－振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

－第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

およびリアスカートの部品を取外すことができる。

イ) ～カ) (略)

キ) 最低地上高

9cmとする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は5cmとする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。

ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

(4) (略)

(5) 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない2022年国内競技車両規則第4編細則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

①車体外部

ア) ～エ) を簡易的（蝶ねじ等）または固定的（ボルト、ナット等）に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

ア) 空力装置

2022年国内競技車両規則第4編細則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

－最低地上高

－鋭い突起を有していないこと。

－振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

－第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

およびリアスカートの部品を取外すことができる。

イ) ～ (カ) (略)

② (略)

- 5) P車両、PN車両、AE車両のオープンカーにおいて、メーカーラインオフ時に装着されている幌を他のものへ変更、および取り外すことは許されない。
- 6) N車両については、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。
- 7) B車両については、2023年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定第7章スピードB車両 規定にて課せられている以外に、下記の条件を満たすものとする。
- (1) 参加車両
当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の最小値が、軽自動車は650kg以上、小型自動車・普通自動車は900kg以上の車両とする。
- (2) 最低重量
当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値とする。ただし、同一車両型式に過給機付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給機無しの両方が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とし、その車両重量から軽自動車と小型自動車は50kg、普通自動車は100kg減算された値とする。
- (3) 排出ガス
当該車両の基準値を超えないこと。ガソリンを燃料とする4サイクルエンジンの排出ガスに含まれるCO、HCの最大基準値は、暖気運転後のアイドリング状態においてCO：1%（軽自動車は2%）、HC300ppm（軽自動車500ppm）である。ただし、1999年8月31日（輸入自動車にあつては2000年3月31日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車で、平成10年アイドリング規制に適合したものを除く）については、最大基準値をCO：4.5%、HC：1200ppmとすることができる。
- (4) ホイールスペーサー
ホイールスペーサーはワイドトレッドスペーサーを含み使用は認められない。
- (5) 車体及び構造
下記に示す範囲を超える車体寸法の変更をした場合、自動車検査証

② (略)

の記載を変更し必要な書類を持っていつでも証明できるようにすること。なお、構造等変更検査を実施した場合も同様とする。

	長さ	幅	高さ
小型自動車			
普通自動車	$\pm 3 \text{ cm}$	$\pm 2 \text{ cm}$	$\pm 4 \text{ cm}$
軽自動車			

(6) 最低地上高

9 cmとする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は5 cmとする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。

第3条～第9条 (略)

第10条 車両検査

- 1) ～7) (略)
- 8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、B車両、N車両、SA・SAX車両、SC車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本、最大2台まで（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。
- 9) ～13) (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第15条 (略)

第3条～第9条 (略)

第10条 車両検査

- 1) ～7) (略)
- 8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、N車両、SA・SAX車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。
- 9) ～13) (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第15条 (略)

第16条 一般安全規定

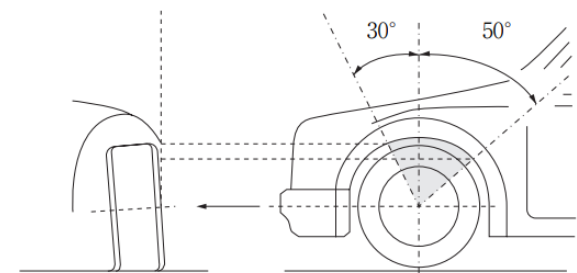
- 1) ~ 2) (略)
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。但しジムカーナ競技について、P車両及びAE車両は強く推奨とする。
- 4) ~ 9) (略)

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

電動工具を用いたタイヤカスの除去は認められる。ただし、ジャッキアップ等によりタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止する。

- 1) ジムカーナ競技 (P、PN、B、SC、AE)
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。
なお、2024年以降本項について変更を行う場合がある。
- (4) B車両のタイヤサイズは下記事項を条件に競技会開催場所内に限り自由とする。
 - ア) タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと。)
 - イ) タイヤおよびホイールはフェンダーからはみ出さないこと。



- ウ) タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。
- エ) タイヤは加工しないこと
- オ) タイヤに溶剤塗布等を行わないこと。

第16条 一般安全規定

- 1) ~ 2) (略)
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) ~ 9) (略)

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

電動工具を用いたタイヤカスの除去は認められる。ただし、ジャッキアップ等によりタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止する。

- 1) ジムカーナ競技 (P、PN、N、SA・SAX、SC、AE)
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および/または裏組みをすることは許されない。
なお、2023年以降本項について変更を行う場合がある。
- (4) JG1クラスまたはJG2クラスに参加するSA・SAX車両のタイヤサイズは競技会開催場所内に限り自由とし、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第5章スピードSA車両規定第8条8.1.1)④~⑩を除き、当該条項の適用を免除する。ならびに、8.2.1)①の適用を免除する。
また、同クラスに参加するSC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

<p>カ) <u>スパイクタイヤの使用は禁止する。</u></p> <p>(5) <u>B車両・SC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。</u></p> <p>(6) <u>電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。ただし作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される</u></p> <p>2) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 競技運転者の装備</p> <p>1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。</p> <p>2) (略)</p> <p>第20条～第25条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章～第8章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(5) <u>電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。ただし作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される</u></p> <p>2) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 競技運転者の装備</p> <p>1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。</p> <p>2) (略)</p> <p>第20条～第25条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章～第8章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--